

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項及び会社法施行規則第 200 条に定める書面)

株式会社システム ディ

2022 年 2 月 1 日

2022年2月1日
京都市中京区烏丸通三条上る場之町 603 番地
株式会社システム ディ
代表取締役 藤田 雅己

吸収合併に係る事後開示事項

当社及びシステムディ北海道株式会社は、2021年11月15日付で締結した吸収合併契約に基づき、当社を吸収合併存続会社、システムディ北海道株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関して、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に規定する事項を本書面に記載し、下記のとおり開示いたします。

記

1. 吸収合併が効力を生じた日（会社法施行規則第200条第1号）

2022年2月1日

2. 吸収合併消滅会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第2号）

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過

システムディ北海道株式会社が発行する全株式を当社が保有しているため、本合併に関し、株主からの本合併をやめることの請求について、該当事項はありません。

(2) 会社法第785条第1項の規定に係る手続の経過

システムディ北海道株式会社が発行する全株式を当社が保有しているため、本合併に関し、株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3) 会社法第787条の規定に係る手続の経過

システムディ北海道株式会社は、新株予約権を発行していないため、新株予約権者からの新株予約権買取請求について、該当事項はありません。

(4) 会社法第789条第2項の規定に係る手続の経過

システムディ北海道株式会社は、2021年12月6日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、知れている債権者に対し格別の催告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第200条第3号）

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は本合併をやめることの請求はできません。

(2) 会社法第 797 条の規定による手続の経過

本合併は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は株式の買取請求をすることはできません。

(3) 会社法第 799 条の規定による手続の経過

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2021 年 12 月 6 日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、2021 年 12 月 7 日付で異議申述に係る電子公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続株式会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日をもって、システムディ北海道株式会社の資産、負債その他一切の権利義務を承継しました。

5. 会社法第 921 条の変更の登記をした日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2022 年 2 月 1 日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当事項はありません。

以上